

第2節 基本的視点

国が「策定指針」の中で、この計画の策定に当たってあげている項目を踏まえ、以下の項目を「基本的な視点」として計画を策定しました。

【基本的な視点】

1．子どもの視点

次世代育成支援対策の推進においては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要です。特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組が重要です。

2．次代の親づくりという視点

次世代育成支援対策の推進においては、子どもは次代の親となるものとの認識のもとに、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進めることが必要です。

3．サービス利用者の視点

次世代育成支援対策の推進においては、核家族化や都市化の進行等の社会環境の変化、住民の価値観の多様化、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズの多様化等、これらに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要です。

4．社会全体による支援の視点

次世代育成支援対策は、父母等の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手の協働のもとに対策を進めていくことが必要です。

5．すべての子どもと家庭への支援の視点

次世代育成支援対策は、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から推進することが必要です。

6．地域における社会資源の効果的な活用の視点

次世代育成支援対策においては、様々な地域活動団体や森林などの豊かな自然環境、地域に受け継がれる伝統文化等もあることから、こうした様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用することが必要です。

また、保育所や学校施設等を始めとする各種の公共施設の活用を図ることも必要です。

7．サービスの質の視点

次世代育成支援対策においては、サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組を進めることが必要です。

8．地域特性の視点

次世代育成支援対策においては、人口構造や産業構造、更には社会資源の状況など地域の特性は様々であり、利用者のニーズ及び必要とされる支援策も異なることから、こうした特性を踏まえて主体的な取組を進めていくことが必要です。

さらに、行動計画の目指すべき方向性として、次の3つを行動計画における基本目標と定め、施策の推進を図ります。